



熊本県公報

第12705号

平成30年3月16日(金)

(毎週 火・金発行)

目次

告 示

- 指定管理者の指定……………(環境立県推進課) 1
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 2
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 2
- 都市計画事業の事業計画の変更認可……………(都市計画課) 2
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 3
- 道路の供用開始……………(〃) 3
- 保安林の指定に関する予定……………(森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 3
- 保安林の指定に関する予定……………(〃) 4
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 4
- 造成宅地防災区域の指定……………(〃) 4
- 生活保護法に基づく指定医療機関の事業の廃止……………(社会福祉課) 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の変更……………(〃) 5
- 生活保護法に基づく指定医療機関の指定……………(〃) 6
- 造成宅地防災区域の指定……………(建築課) 7
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………(砂防課) 7
- 漁船保険義務加入同意の承認(網田加入区、二見加入区、八代加入区) ……(団体支援課) 7
- 道路の供用開始……………(道路保全課) 7
- 収納代理金融機関の名称及び位置の一部改正……………(会計課) 8
- 熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領……………(〃) 8

公 告

- 県営土地改良事業計画の変更……………(農村計画課) 8
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了……………(建築課) 8
- 熊本都市計画ごみ焼却場の決定(合志市決定)……………(都市計画課) 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村等からの意見…(商工振興金融課) 9
- 熊本都市計画土地区画整理事業(益城中央被災市街地復興土地区画整理事業)の決定(益城町決定)……………(都市計画課) 9

登 載 依 頼

- 平成29年度第4回熊本県公立大学法人評価委員会の開催……………(公立大学法人評価委員会) 9
- 平成29年度第2回八代地域保健医療推進協議会の開催…(八代地域保健医療推進協議会) 10
- 第61回熊本県環境審議会の開催……………(環境立県推進課) 10
- 熊本県有明海区における漁場計画に関する公聴会の開催(熊本県有明海区漁業調整委員会) 11
- 天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会の開催(天草不知火海区漁業調整委員会) 13

告 示

熊本県告示第206号

熊本県環境センター条例(平成5年熊本県条例第21号)第13条第1項の規定により熊本県環境センターの指定管理者を指定したので、熊本県公の施設の指定管理者の指定の手続に関する条例(平成16年熊本県条例第44号)第7条第1項の規定により次のとおり告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

施設の名称	指 定 管 理 者		指定の期間
	所 在 地	名称及び代表者	
熊本県環境センター	熊本市中央区帯山四丁目18番1号	株式会社キューネット 代表取締役 西川尚希	平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

熊本県告示第207号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県球磨郡五木村甲字平沢津6451番8から6451番1から6457番1から6485番3から6488番6から6488番255まで・6488番258・6488番268から6488番271まで・6488番287（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、6451番1、6451番3から6451番7まで、6483番2、6485番1、6488番1、6488番2、6488番5、6488番250から6488番252まで、6488番256、6488番257、6488番260から6488番262まで、6488番264、6488番267、6488番272から6488番275まで

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県南広域本部球磨地域振興局並びに五木村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第208号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村大字久石字二ノ多津山1番19、1番90

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字二ノ多津山1番19・1番90（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第209号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定により次のとおり告示する。
平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 八代市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 八代都市計画道路事業3・4・15号八の字線
- 3 事業施行期間 平成27年6月19日から平成32年3月31日まで
- 4 事業地 収用の部分 変更なし
使用の部分 変更なし

熊本県告示第210号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成30年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般国道	219号	人吉市浪床町字鮎尾 3253番2地先から 人吉市七地町字下須馬場 1475番2地先まで	前	17.6 ～ 43.9	280.2	スマートIC 整備（ 24条 工事）
			後	18.8 ～ 43.9		

2 区域を変更する期日 平成30年3月16日

熊本県告示第211号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	氷川八代線	八代市宮地町字池尻 558番1地先から 八代市宮地町字福正寺 559番2地先まで	6.44	単橋改

2 供用を開始する期日 平成30年3月16日

熊本県告示第212号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県人吉市矢黒町字上矢黒2001番1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県南広域本部球磨地域振興局並びに人吉市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第213号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町大井早字刈場見3484番9・3484番11・3484番13・3484番15（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、3484番10、3484番12、3484番14、3484番99

2 指定の目的 落石の危険の防止

3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第214号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県下益城郡美里町甲佐平字咄合3012番1、3033番
- 2 指定の目的 落石の危険の防止
- 3 指定施業要件

(1)立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2)立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県央広域本部上益城地域振興局並びに美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第215号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 名ヶ迫鶴地区（その2）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字名ヶ迫鶴809番2、809番8、809番8地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 2 塩井社地区（その3）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字塩井社1853番1の一部（次の図に示す部分に限る。）、1853番5、1865番1、1865番2、1869番1、1869番2、1869番3、1872番、1874番、1872番地先の道（次の図に示す部分に限る。）、1853番1地先の道（次の図に示す部分に限る。）、1874番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1872番地先の水の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 3 葉山地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字小森字葉山384番、385番、385番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）、384番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）
- 4 日向地区（その1）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字宮山字日向54番、55番、55番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 5 市川原地区造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字市川原1081番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、1132番、1132番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 6 滝地区（その3）造成宅地防災区域
阿蘇郡西原村大字河原字滝2343番、2344番、2345番4、2343番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第216号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地

防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 西原地区造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字小森字西原3271番3の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3271番1の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3188番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3249番、3256番、3259番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3264番の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3264番地先の水の一部（次の地図に示す部分に限る。）、3249番地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

2 山口地区（その1）造成宅地防災区域

阿蘇郡西原村大字宮山字山口585番1、585番1地先の道の一部（次の地図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び西原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第217号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から事業の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
ひかわ医院	八代郡氷川町島地419-3	平成29年12月1日

（歯科）

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
入江歯科医院	人吉市西間下町166-1	平成29年11月30日
田代歯科医院	阿蘇市黒川1251-1	平成29年12月31日

熊本県告示第218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により次の指定医療機関から変更の届出があったので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

（医科）

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
古屋敷診療所 球磨郡水上村江代1658-1	開 設 者		平成27年5月1日
	水上村長 廣瀬 親吾	水上村長 中嶽 弘 継	
永田皮膚科医院 玉名市中1027-6	開 設 者		平成28年9月1日
	医療法人三精会 理事長 永田 貴士	医療法人三精会 理事長 永田 貴久	
西整形外科医院 荒尾市蔵満1859-1	開 設 者		平成28年10月1日
	医療法人 宏徳会 理事長 西 一徳	医療法人 宏徳会 理事長 西 芳徳	

(歯科)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
木庭歯科小児歯科医院 山鹿市鹿本町来民2217-1	名 称		平成8年4月1日
	木庭歯科医院	木庭歯科小児歯科医院	
木庭歯科小児歯科医院 山鹿市鹿本町来民2217-1	開 設 者		平成16年4月1日
	医療法人社団健幸会 理事長 木庭 健雄	医療法人社団健幸会 理事長 木庭 幸子	

(薬局)

医療機関の名称及び所在地	変 更 事 項		変更年月日
	旧	新	
合資会社山口薬局 球磨郡多良木町多良木650	開 設 者		平成22年10月1日
	合資会社山口薬局代表社員 山口 雄之祐	合資会社山口薬局代表社員 師井 祐子	
クスノキ薬局 御薬園店 人吉市七地町20-5	開 設 者		平成29年1月23日
	株式会社CISファーマシィ 代表取締役 漆野 智康	株式会社CISファーマシィ 代表取締役 吉本 二三浩	
すみれ薬局 菊池郡大津町大字室107番地4	開 設 者		平成29年7月1日
	株式会社葵調剤 代表取締役 太田郁夫	株式会社葵調剤 代表取締役 生駒 忠史	
アップル調剤薬局大津店 菊池郡大津町室539-11	開 設 者		平成29年8月10日
	有限会社アップル薬局代表取締役 田村 利憲	有限会社アップル薬局代表取締役 山本 雄一郎	
熊本調剤薬局 光の森店 菊池郡菊陽町光の森七丁目25-5グリーンズエリア光の森1階	住 所		平成30年1月1日
	菊池郡菊陽町光の森七丁目25番地1	菊池郡菊陽町光の森七丁目25-5グリーンズエリア光の森1階	

熊本県告示第219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により指定医療機関を次のとおり指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項においてその例による場合を含む。）の規定により告示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(歯科)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
いりえ歯科医院	人吉市西間下町166-9	平成29年12月1日

(薬局)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
株式会社亀川薬局	天草市亀場町亀川1681番地1	平成30年1月1日

(訪問看護)

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護リハステーションらいと	天草市今釜新町3657-2	平成30年1月4日

熊本県告示第220号

宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第20条第1項の規定により造成宅地防災区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道免地区（Aブロック）造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字世持字道免467番、475番、476番、467番地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、467番地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 道免地区（Bブロック）造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字世持字道免463番1、463番1地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）、463番1地先の水の一部（次の図に示す部分に限る。）
- 丸山地区造成宅地防災区域
上益城郡甲佐町大字横田字丸山585番1、585番2、585番3、585番2地先の道の一部（次の図に示す部分に限る。）

（「次の図」は、省略し、その図面を熊本県土木部建築住宅局建築課及び甲佐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第221号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

山中1地区急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱10号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱10号を結んだ線に囲まれた土地の区域

標柱番号	市町村	大字・字	番 地
1	山都町	鶴ヶ田字山中	3543
2	〃	〃	3542
3	〃	〃	3540-1
4	〃	〃	3536
5	〃	〃	3538
6	〃	〃	3590
7	〃	〃	3588-1
8	〃	〃	3586
9	〃	〃	3584
10	〃	〃	3584

熊本県告示第222号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条の2第2項の規定による届出を審査した結果、網田加入区、二見加入区及び八代加入区について同法第112条第1項の規定による同意があったものと認めるので、同法第112条の2第3項の規定により公示する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成30年3月16日から60日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	益城矢部線	上益城郡御船町大字田代字清水口 1332番3地先から 上益城郡御船町大字上野字北神掛 1032番1地先まで	248.6	24条工事(迂回路設置)

2 供用を開始する期日 平成30年3月22日

熊本県告示第224号

昭和47年3月31日熊本県告示第243号の5(収納代理金融機関の名称及び位置)の一部を次のように改正し、平成30年4月1日から施行する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

表1 三菱東京UFJ銀行熊本支店の項中「三菱東京UFJ銀行熊本支店」を「三菱UFJ銀行熊本支店」に改める。

表2 三菱東京UFJ銀行の項中「三菱東京UFJ銀行」を「三菱UFJ銀行」に改める。

熊本県告示第225号

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領を次のように定める。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県収納代理金融機関事務取扱要領の一部を改正する要領
熊本県収納代理金融機関事務取扱要領(昭和60年熊本県告示第271号の11)の一部を次のように改正する。

別表第1 肥後銀行本店の部三菱東京UFJ銀行熊本支店の項中「三菱東京UFJ銀行熊本支店」を「三菱UFJ銀行熊本支店」に改める。

附 則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

熊本県公告第164号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定により、県営天草中央南地区(大平工区)土地改良事業(区画整理)の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に審査請求をすることができる。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 縦覧に供する書類の名称
変更後の県営天草中央南地区(大平工区)土地改良事業(区画整理)計画書の写し
- 縦覧期間
平成30年3月19日から平成30年4月16日まで
- 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第165号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成30年3月16日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
(2工区)
菊池郡菊陽町大字原水字古閑原3504番1の一部、同3504番3の一部、同3508番1の一部及び同3508番2の一部
357.75平方メートル
- 開発許可を受けた者の住所及び氏名(名称)
菊陽町

熊本県公告第166号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により合志市から熊本都市計画ごみ焼却場の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第167号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出について同法第8条第1項及び第2項の規定により八代市及び八代商工会議所から意見を聴取したので、同条第3項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。
平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパーセンターライアル新八代駅前店
八代市上日置町4422番1 外
- 2 八代市から聴取した意見の概要
 - (1) 敷地内に入出入りするには歩道を通す必要があるため、車と歩行者、自転車への注意喚起をする表示の設置が望ましい。
 - (2) 早朝又は深夜の駐車及び荷下ろし作業等に係る騒音について特に配慮するとともに、特定施設等から低周波音が発生するおそれのある場合はその対策を講じること。夜間照明については、周辺住民への影響を考慮し、設置箇所及び角度等を検討するとともに、地球温暖化対策の観点から必要最低限の照明基数等を考慮すること。
- 3 八代商工会議所から聴取した意見の概要
 - (1) 来店客分の通行量増加による交通渋滞悪化及び交通事故防止のため、出入口の設置等配慮が必要。高齢者の交通事故を防止するため、交通安全についての注意喚起等を行う必要がある。
 - (2) 八代地域は自転車及び原動機付自転車による来店客が多いため、駐輪場については設置基準以上の設置が必要と思われる。
 - (3) 荷さばき時間の限定、荷さばき施設の道路境界側への遮音壁の設置、商品搬入業者へのアイドリングストップの周知等の徹底及び必要でない空調設備は積極的に電源を切る等の配慮が必要である。
 - (4) 青少年による犯罪の防止のため、防犯カメラの設置、警備員の定期的な巡回、各教育機関と警察の巡回等の対策が必要である。
 - (5) 夜間の照明は周辺住民の安眠を妨害することがないように、防犯上の必要最低限の点灯とし、環境保護の観点から、必要でない照明は積極的に消灯する配慮が必要である。
 - (6) 市の清掃センターの処理能力を超えないため、ごみ減量対策等への積極的な取り組みが必要である。
- 4 意見書の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務部振興課
平成30年3月16日から平成30年4月16日まで

熊本県公告第168号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により益城町から熊本都市計画土地区画整理事業（益城中央被災市街地復興土地区画整理事業）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成30年3月16日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

登載依頼**熊本県公立大学法人評価委員会公告第4号**

平成29年度第4回熊本県公立大学法人評価委員会を次のとおり開催する。
平成30年3月16日

熊本県公立大学法人評価委員会 委員長 小 野 友 道

- 1 開催日時
平成30年3月23日（金）
午後3時00分から（1時間程度）
- 2 開催場所
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁新館2階 201会議室

3 議題

【意見聴取】

・公立大学法人熊本県立大学第3期中期計画の認可

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
- (2) 会議の傍聴の受付は、会議の開催予定時刻の30分前から行い、傍聴者の定員を満たした時点又は会議開催予定時刻になった時点で終了する。
- (3) 傍聴者の決定は、受付先着順とする。ただし、受付開始時点ですでに定員を超える希望者があった場合は、抽選により傍聴者を決定する。

6 問合せ先

熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県総務部総務私学局県政情報文書課（電話096-333-2061）

八代地域保健医療推進協議会公告第2号

平成29年度第2回八代地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月16日

八代地域保健医療推進協議会長

1 開催日時

平成30年3月26日（月）午後2時から午後3時30分まで

2 開催場所

熊本県八代総合庁舎 5階 大会議室（熊本県八代市西片町1660番地）

3 議題

(1) 第7次八代地域保健医療計画（案）について

4 傍聴者の定員

10人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付の上、事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
- (2) 傍聴手続は、先着順に行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県八代市西片町1660番地

八代地域保健医療推進協議会事務局（熊本県八代保健所総務企画課内）

（電話0965-33-3197）

熊本県環境審議会公告第1号

第61回熊本県環境審議会の会議を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりとする。

平成30年3月16日

熊本県環境審議会会長

嶋田 純

1 開催日時

平成30年3月26日（月）午後1時30分から

2 開催場所

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県庁本館 5階 審議会室

3 議事

(1) 審議事項

ア 「第27回くまもと環境賞」被表彰者の選考について

(2) 報告事項

ア 平成29年度第1回、第2回及び第3回温泉部会における決議事項について

イ 平成30年度公共用水域及び地下水の水質測定計画（案）について

ウ 北向山鳥獣保護区北向山特別保護地区の指定について

エ 第12次鳥獣保護管理事業計画の策定について

オ 第二種特定鳥獣管理計画（イノシシ）（ニホンジカ）の策定について

4 傍聴者の定員

5人

5 傍聴手続

- (1) 傍聴希望者は、会議の開催時刻までに当該審議会の会場において、審議会事務局の許可を得た上で、会議の会場に入ることができる。
- (2) 傍聴の手続は、会場にて午後1時から先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 その他

審議事項ア 「第27回くまもと環境賞」被表彰者の選考については、「審議会等の会議の公開に関する指針」第3の規定により非公開となる見込み。

- 7 問い合わせ先
 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
 熊本県環境審議会事務局（熊本県環境生活部環境局環境立県推進課）
 （電話096-383-1111 内線7321）

熊本県有明海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、熊本県有明海区における漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

平成30年3月16日

熊本県有明海区漁業調整委員会会長 橋本 孝

- 1 開催日時 平成30年3月28日（水）午後2時から
- 2 開催場所 熊本県庁本館13階 1303会議室（熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）
- 3 漁場計画の概要
別表のとおり。
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（県庁水産振興課内）において閲覧に供する。
- 4 その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を平成30年3月27日（火）までに当委員会事務局へ提出してください。
なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を持参してください。

別表 熊本県有明海区における第14次漁業権切替に関する漁場計画概要

ア 区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
有区第1号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	荒尾市地先	荒尾市荒尾、大島、宮内、宮内出目、増永、一部及び蔵満
有区第2号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	荒尾市牛水地先	荒尾市牛水
有区第3号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名郡長洲町地先	玉名郡長洲町大字長洲、梅田及び高浜
有区第4号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市岱明町鍋地先	玉名市岱明町鍋、下沖洲及び扇崎
有区第5号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市岱明町浜田地先	玉名市岱明町山下、浜田及び高道
有区第6号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第7号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町新町、上町、西川町、瀬戸町、中町、天神町、下町、旭町、汐見、烏帽子、沖烏帽子及び末広並びに同市大浜町5352番地、同5356番地、同5347番地及び同5321番地
有区第8号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	玉名市横島町地先	玉名市横島町
有区第9号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区河内町地先	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第10号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区河内町地先	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第11号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区河内町地先	熊本市西区河内町白浜、河内町船津及び河内町河内
有区第12号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区西松尾町地先	熊本市西区松尾町、西松尾町
有区第13号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	熊本市西区小島下町地先	熊本市西区小島下町、小島一丁目から九丁目まで

有区第14号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第15号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第16号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市西区沖新町 地先	熊本市西区沖新町
有区第18号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第19号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第20号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第21号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第22号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31 日まで	熊本市南区畠口町 地先	熊本市南区畠口町
有区第23号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第24号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第25号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第26号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31 日まで	熊本市南区海路口 町地先	熊本市南区海路口町
有区第27号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	熊本市南区川口町 地先	熊本市南区川口町
有区第28号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31 日まで	熊本市南区川口町 地先	熊本市南区川口町
有区第29号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第30号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第31号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第32号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第33号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31 日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第34号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31 日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第35号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月15日から翌年3月31 日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第36号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から12月15日 まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網 津町
有区第37号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸 口町及び赤瀬町
有区第38号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸 口町及び赤瀬町
有区第39号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から12月15日 まで	宇土市地先	宇土市長浜町、戸 口町及び赤瀬町
有区第41号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15 日まで	荒尾市地先	荒尾市荒尾、大島、 宮内、宮内出目、増 永、一部及び蔵満
有区第42号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15 日まで	玉名市岱明町地先	玉名市岱明町鍋、下 沖洲、扇崎、山下、 浜田及び高道
有区第43号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15 日まで	玉名市滑石地先	玉名市滑石及び小浜
有区第44号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15 日まで	玉名市大浜町地先	玉名市大浜町新町、 上町、西川町、瀬戸 町、中町、天神町、 下町、旭町、汐見、 烏帽子、沖烏帽子及 び末広並びに同市大 浜町5352番地、同 5356番地、同5347番 地及び同5321番地

有区第45号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	玉名市横島町地先	玉名市横島町
有区第46号	第1種区画漁業のり浮流し養殖業	10月20日から翌年4月15日まで	熊本市及び宇土市地先	熊本市西区河内町白浜、河内町船津、河内町河内、松尾町、西松尾町、小島下町、小島一丁目から九丁目まで、沖新町、南区畠口町、海路口町及び川口町並びに宇土市住吉町、網津町、長浜町、戸口町及び赤瀬町
有区第51号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
有区第61号	第3種区画漁業はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	熊本市西区沖新町地先	熊本市西区沖新町
有区第71号	第3種区画漁業あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	熊本市南区海路口町地先	熊本市南区海路口町
有区第72号	第3種区画漁業あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	熊本市南区川口町地先	熊本市南区川口町
有区第73号	第3種区画漁業あさり・はまぐり養殖業	1月1日から12月31日まで	宇土市地先	宇土市住吉町及び網津町

天草不知火海区漁業調整委員会告示第3号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第4項の規定に基づき、天草不知火海区における漁場計画に関する公聴会の開催日時及び開催場所並びに漁場計画を次のとおり告示する。

平成30年3月16日

天草不知火海区漁業調整委員会会長 江口 幸男

- 1 開催日時 平成30年3月27日（火）午後1時30分から
- 2 開催場所 水前寺共済会館グレース 6階「スカイルーム」（熊本市中央区水前寺1丁目33番18号）
- 3 漁場計画の概要
別表のとおり。
なお、漁場計画の詳細については、当委員会事務局（熊本県庁水産振興課内）及び熊本県天草広域本部水産課において閲覧に供する。
- 4 その他
公聴会において意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、従事する漁業又は職業及び意見の概要を記載した書面を平成30年3月26日（月）までに当委員会事務局へ提出してください。
なお、公聴会において、公述者の代理人として意見を述べようとする者は、代理人であることを証明する書面を持参してください。

別表 天草不知火海区における第14次漁業権切替に関する漁場計画概要

ア 定置漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
天定第1号	定置漁業ぶり・あじ落網漁業	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天定第2号	定置漁業ぶり・あじ落網漁業	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江地先	天草市天草町大江

イ 区画漁業権

漁場計画番号	漁業種類及び漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	地元地区
天区第31号	第1種区画漁業真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第32号	第1種区画漁業真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第33号	第1種区画漁業真珠養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第209号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町登立地先	上天草市大矢野町

天区第223号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第228号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町
天区第248号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第249号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第250号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
天区第251号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 登立地先	上天草市大矢野町
天区第252号	第2種区画漁業くるまえび養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第310号	第2種区画漁業かに養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第401号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第402号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町地先	天草市新和町
天区第403号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第404号	第1種区画漁業くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸 地先	天草市栖本町
天区第501号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第502号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第503号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第504号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 上地先	上天草市大矢野町
天区第505号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第506号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第507号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 中地先	上天草市大矢野町
天区第508号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第509号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第510号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町 維和地先	上天草市大矢野町
天区第511号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町 （阿村を除く）及 び天草市有明町楠 甫
天区第512号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町 （阿村を除く）及 び天草市有明町楠 甫
天区第513号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合 津地先	上天草市松島町 （阿村を除く）及 び天草市有明町楠 甫

天区第516号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第517号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第518号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第519号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第520号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第521号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第522号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第523号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第524号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第525号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第527号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第528号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第529号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第530号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第531号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第533号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第534号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第535号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第536号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第537号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第539号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町

天区第540号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第541号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第542号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第543号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市新和町小宮地地先	天草市新和町
天区第544号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市新和町小宮地地先	天草市新和町
天区第545号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第546号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第547号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市新和町地先	天草市新和町
天区第548号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市下浦町地先	天草市楠浦町及び下浦町
天区第549号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸地先	天草市栖本町
天区第550号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸地先	天草市栖本町
天区第551号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町白戸地先	天草市栖本町
天区第552号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市栖本町古江地先	天草市栖本町
天区第553号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第554号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第555号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第556号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第557号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第558号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第559号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第560号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町高戸地先	上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）
天区第561号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町樋島地先	上天草市龍ヶ岳町（大道を除く）

天区第562号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町横浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第564号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第565号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第566号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第568号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第569号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第570号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第571号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第572号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第573号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第574号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町嵐口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区
天区第581号	第1種区画漁業魚類、わかめ養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第591号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）

天区第592号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第593号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町（上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く）
天区第594号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町嵐口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区
天区第595号	第1種区画漁業魚類、藻類、あわび養殖業（くろまぐろ養殖業を除く）	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町嵐口地先	天草市御所浦町上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区
天区第601号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月10日から11月30日まで	天草市有明町大浦地先	天草市有明町大浦、須子及び赤崎
天区第602号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月10日から11月30日まで	天草市有明町須子地先	天草市有明町大浦、須子及び赤崎
天区第611号	第1種区画漁業とさかのり養殖業	1月1日から6月30日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第621号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第622号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第623号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第624号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町登立地先	上天草市大矢野町
天区第625号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町登立地先	上天草市大矢野町
天区第626号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第627号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第628号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町維和地先	上天草市大矢野町
天区第629号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市大矢野町湯島地先	上天草市大矢野町
天区第630号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草郡苓北町上津深江地先	天草郡苓北町
天区第631号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第632号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第633号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第634号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第635号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第636号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第637号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第638号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第639号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第640号	第1種区画漁業わかめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	上天草市龍ヶ岳町樋島地先	天草市倉岳町

天区第651号	第1種区画漁業わかめ・くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第652号	第1種区画漁業わかめ・くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第653号	第1種区画漁業わかめ・くろめ養殖業	10月1日から翌年5月15日まで	天草市五和町鬼池地先	天草市五和町
天区第661号	第1種区画漁業わかめ・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市有明町大浦地先	天草市有明町大浦
天区第662号	第1種区画漁業わかめ・ひじき養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第671号	第1種区画漁業わかめ・ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第672号	第1種区画漁業わかめ・ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第673号	第1種区画漁業わかめ・ひおうぎ養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第681号	第1種区画漁業わかめ・かき養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第682号	第1種区画漁業わかめ・かき養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第701号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第702号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第703号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市五和町御領地先	天草市五和町
天区第704号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市五和町御領地先	天草市五和町
天区第705号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第706号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第707号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第708号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第709号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第710号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市牛深町地先	天草市牛深町
天区第711号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第712号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第713号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第714号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第715号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第716号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第717号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第718号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第719号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第720号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内
天区第721号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	天草市河浦町宮野河内地先	天草市河浦町宮野河内

天区第755号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町小宮地地先	天草市新和町
天区第756号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町小宮地地先	天草市新和町
天区第757号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町小宮地地先	天草市新和町
天区第758号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町小宮地地先	天草市新和町
天区第759号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第760号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第761号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第762号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第763号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第764号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第765号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第766号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第767号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第768号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第769号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第770号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第771号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第772号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第773号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第774号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第775号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第776号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第777号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市倉岳町宮田地先	天草市倉岳町
天区第778号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第779号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	上天草市龍ヶ岳町高戸地先	上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)
天区第780号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年4月30日まで	上天草市龍ヶ岳町高戸地先	上天草市龍ヶ岳町(大道を除く)
天区第781号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	8月20日から翌年5月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
天区第801号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町阿村地先	上天草市松島町阿村
天区第802号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町及び天草市有明町楠浦
天区第803号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町

天区第804号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第805号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第806号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市新和町大多尾地先	天草市新和町
天区第807号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市下浦町地先	天草市楠浦町及び下浦町
天区第808号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第809号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第810号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第811号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町(上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
天区第821号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第822号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町上地先	上天草市大矢野町
天区第823号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町登立地先	上天草市大矢野町
天区第824号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町登立地先	上天草市大矢野町
天区第825号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第826号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第827号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第828号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市天草町大江地先	天草市天草町
天区第829号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第830号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第831号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第832号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第833号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市魚貫町地先	天草市魚貫町
天区第834号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市久玉町地先	天草市久玉町
天区第835号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町樋島地先	上天草市龍ヶ岳町樋島
天区第841号	第1種区画漁業ひおうぎ・かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市倉岳町棚底地先	天草市倉岳町
天区第851号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第852号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市大矢野町中地先	上天草市大矢野町
天区第853号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町及び天草市有明町楠浦
天区第854号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市松島町合津地先	上天草市松島町

天区第855号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市有明町大浦地先	天草市有明町大浦
天区第856号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第857号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第858号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第859号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草郡苓北町富岡地先	天草郡苓北町
天区第860号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市深海町地先	天草市深海町
天区第861号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第862号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町大道地先	上天草市龍ヶ岳町大道
天区第863号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	上天草市龍ヶ岳町樋島地先	上天草市龍ヶ岳町樋島
天区第864号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町牧島地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
天区第865号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市御所浦町御所浦地先	天草市御所浦町 (上脇、下脇、上竹地、下竹地、外平及び越地地区を除く)
天区第871号	第1種区画漁業あわび・うに養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市河浦町崎津地先	天草市河浦町河浦、今富及び崎津並びに二浦町亀浦及び早浦
天区第872号	第1種区画漁業あわび・うに養殖業	1月1日から12月31日まで	天草市五和町二江地先	天草市五和町
火区第101号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町竹島地先	葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
火区第102号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町女島地先	葦北郡芦北町(芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く)
火区第103号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町福浦地先	葦北郡津奈木町
火区第104号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町福浦地先	葦北郡津奈木町
火区第105号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町沖の島地先	葦北郡津奈木町
火区第106号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町合串地先	葦北郡津奈木町
火区第107号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町合串地先	葦北郡津奈木町
火区第108号	第1種区画漁業魚類小割式養殖業(くろまぐろ養殖業を除く)	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町平国地先	葦北郡津奈木町
火区第201号	第1種区画漁業のりひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町郡浦地先	宇城市三角町前越、中村及び郡浦

火区第202号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇城市三角町大岳 地先	宇城市三角町前 越、中村、郡浦、 里浦、手場及び大 口
火区第203号	第1種区画漁業のりひび 建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	宇城市三角町大岳 地先	宇城市三角町前 越、中村、郡浦、 里浦、手場及び大 口
火区第211号	第1種区画漁業のり浮流 し養殖業	10月20日から翌年4月15日 まで	宇城市三角町大岳 地先	宇城市三角町前 越、中村、郡浦、 里浦、手場及び大 口
火区第221号	第1種区画漁業あおのり ひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日 まで	八代市鏡町地先	八代市鏡町
火区第222号	第1種区画漁業あおのり ひび建養殖業	9月1日から翌年3月31日 まで	八代市葭牟田町地 先	八代市（鏡町、千 丁町、昭和同仁 町、昭和明徴町、 昭和日進町、日奈 久町、二見洲口 町、二見本町、二 見赤松町、二見下 大野町及び二見野 田崎町を除く）
火区第223号	第1種区画漁業あおのり ひび建養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	八代市二見洲口町 地先	八代市二見洲口町
火区第231号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	八代市蛇籠町地先	八代市塩屋町、新 開町、建馬町、築 添町、八幡町、本 町
火区第232号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	八代市鼠蔵町地先	八代市（鏡町、千 丁町、昭和同仁 町、昭和明徴町、 昭和日進町、日奈 久町、二見洲口 町、二見本町、二 見赤松町、二見下 大野町及び二見野 田崎町を除く）
火区第233号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	八代市高植本町地 先	八代市（鏡町、千 丁町、昭和同仁 町、昭和明徴町、 昭和日進町、日奈 久町、二見洲口 町、二見本町、二 見赤松町、二見下 大野町及び二見野 田崎町を除く）
火区第234号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	八代市水島町地先	八代市（鏡町、千 丁町、昭和同仁 町、昭和明徴町、 昭和日進町、日奈 久町、二見洲口 町、二見本町、二 見赤松町、二見下 大野町及び二見野 田崎町を除く）
火区第235号	第1種区画漁業あおのり 浮流し養殖業	9月1日から翌年5月31日 まで	八代市高植本町地 先	八代市（鏡町、千 丁町、昭和同仁 町、昭和明徴町、 昭和日進町、日奈 久町、二見洲口 町、二見本町、二 見赤松町、二見下 大野町及び二見野 田崎町を除く）

火区第241号	第1種区画漁業こんぶ・わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	水俣市西湯之児地先	水俣市
火区第242号	第1種区画漁業こんぶ・わかめ養殖業	10月1日から翌年4月30日まで	水俣市明神町地先	水俣市
火区第251号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町三角浦地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
火区第252号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町三角浦地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
火区第253号	第1種区画漁業わかめ養殖業	11月1日から翌年4月30日まで	宇城市三角町白瀬地先	宇城市三角町大田尾、三角浦及び波多
火区第261号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	葦北郡津奈木町赤崎地先	葦北郡津奈木町
火区第262号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	10月1日から翌年5月31日まで	葦北郡津奈木町赤崎地先	葦北郡津奈木町
火区第263号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第264号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第265号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第266号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第267号	第1種区画漁業ひとえぐさひび建養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第301号	第1種区画漁業真珠貝垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町大矢地先	葦北郡芦北町（芦北町井牟田、波多島、田浦町、杉迫、小田浦及び海浦を除く）
火区第311号	第1種区画漁業ひおうぎ垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市西湯之児地先	水俣市
火区第321号	第1種区画漁業かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町
火区第322号	第1種区画漁業かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで	八代市鏡町北新地地先	八代市鏡町
火区第323号	第1種区画漁業かきひび建養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市袋地先	水俣市袋
火区第331号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町
火区第332号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	宇城市三角町戸馳地先	宇城市三角町
火区第333号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	八代市鏡町北新地地先	八代市鏡町
火区第334号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡芦北町女島地先	葦北郡芦北町女島、計石
火区第335号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町福浦地先	葦北郡津奈木町福浦
火区第336号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町合串地先	葦北郡津奈木町合串
火区第337号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町大泊地先	葦北郡津奈木町大泊
火区第338号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	葦北郡津奈木町大泊地先	葦北郡津奈木町大泊
火区第339号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市西湯之児地先	水俣市西湯之児
火区第340号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第341号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市明神町地先	水俣市明神町
火区第342号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市袋地先	水俣市袋
火区第343号	第1種区画漁業かき垂下式養殖業	1月1日から12月31日まで	水俣市袋地先	水俣市袋